

認定実務実習指導薬剤師の定年制（70歳）の導入について

時下 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より、薬学生実務実習受入事業につきましては、一方ならぬご協力を賜り心より感謝申し上げます。

さてこのたび、一般社団法人 薬学教育協議会より、認定実務実習指導薬剤師制度において 70歳の定年制を導入する旨の通知がありました。 本制度は、これまで多くの先生方のご支援により支えられてきたものであり、改めて深く御礼申し上げますとともに、下記のとおり制度改訂の概要をご案内いたします。

【概要】

令和9（2027）年4月1日より、認定実務実習指導薬剤師に70歳の定年制が導入されます。

本改訂により、受講・申請、認定の有効期間等に関する年齢要件が明確化されます。

【年齢要件（改訂後）】

項目	改訂後の内容
新規受講・申請	満65歳未満の方が対象
更新受講・申請	満70歳未満の方が対象
新規認定・更新認定	満70歳到達後は不可
認定の有効期間	満70歳の誕生日をもって失効

【認定の失効について】

更新認定の申請時点で満70歳未満であることが必要となります。認定資格は、満70歳の誕生日をもって失効します。

【経過措置（時限的特例）について】

施行日時点で既に認定を受けている方につきましては、一定の経過措置が設けられます。

対象者 改訂時点〔令和9年（2027年）4月1日〕で既に認定を受けている認定実務実習指導薬剤師

内容 満70歳に達した後も、現在の認定期間が満了するまでは資格を維持できます。

ただし、次回更新は行われません。

【認定失効後の実習生への関わりについて】

認定の失効によって、実習生への指導に携われなくなるものではございません。

認定資格が失効した後も、従来どおり、認定実務実習指導薬剤師の先生方とともに、これまで培われたご経験や知見を活かして、実習生の指導にご関与いただけますと幸いです。

制度の詳細につきましては、今後、薬学教育協議会より正式に周知される予定です。

詳細が示され次第、改めて会員の皆さまへお知らせいたします。

(公社)熊本県薬剤師会 組織強化委員会

担当副会長：藤井 憲一郎 担当常務理事／委員長：高田 良子 事務局：古閑

TEL:096-370-5800 FAX:096-370-5888